

令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見

No.	施策名	該当箇所	質問・意見	回答	委員
1	1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組	法曹志望者の増加	増加させた後の受け皿について併せて提言していくことが必要ではないか。受け皿は必ずしも法曹三者に限定される必要はなく、法曹3者以外のキャリアの道筋についても指し示すべきではないか。	御指摘の点に関して、法務省では法曹の情報発信に関する取組として、法曹有資格者の様々な活躍の場を記載したリーフレットを作成して関係機関を通じて配布するなどしております。同リーフレットでは、従来イメージされてきた裁判に関わる裁判官や検察官、弁護士の仕事に限定することなく、国の行政機関や地方公共団体、企業、学校等様々な活動分野も提示しております。委員御指摘の点も踏まえ、今後もこうした情報発信の取組につきまして、引き続き効果的な情報発信の在り方について検討を行ってまいります。	宮園委員
2	1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組	法教育について	法教育について、国民に法的なものの考え方が浸透し、国民の意識・行動が変容することが成果目標であるなら、指標⑤⑥のセミナー等の実施、出前授業の実施回数や参加人数、SNSによる情報発信、法教育教材発送件数は、法教育担当者側の活動についての検証であり、そのことは必ずしも国民の意識変容につながるということではなく、したがってこれらだけでは国民の意識・行動の変容を測定する基準としては不十分ではないか。法教育を受けた生徒や学生、教員に対して法教育を受けた前後へのアンケートの実施、継続的に法教育を実施したことによる変化を定点観測的なアンケートを実施すること、さらに法教育を受けた教員が通常の授業においてどのようにそれを実践しているか、といったことを聴取することなども検討する必要があるのではないか。	御指摘のセミナー等の実施、SNSによる情報発信については、指標①及び②に分類しており、指標⑤及び⑥の活動目標を達成するための取組であります。なお、指標⑤及び⑥の法教育教材発送件数については、従前から教育現場等からの依頼に基づいて発送した件数のみを記載しているものであり、当省が自発的に発送したものは除外しております。出前授業についても学校等からの依頼に基づいて実施しているものであり、また、当省が主催するものであっても参加希望者の増加は法教育の意識の高まりと考えられることから、それらの指標は妥当であると考えます。また、法務省においては、学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的として、法教育の実践状況に関する調査研究を定期的に実施しており(成果目標に掲載済)、今後の施策に反映してまいります。	宮園委員
3	2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	「情報基盤サイトへのアクセス数が増加する」	認知度とアクセス数には相関関係がないとはいえませんが、評価として直結させるのはロジックとして不十分です。指標として、アクセス数だけではなく、SNS分析など、他の係数を追加する必要があると考えられます。なぜならアクセス数は広告の運用などで簡単に伸ばすことが可能だからです。	例年インターネット広告を実施しておりますが、実施期間及び履行クリック数を指定しており、全体のアクセス数から広告分を除外することは可能です。計上する対象としては、インターネット広告を除外した数字とします(履行クリック数の設定が毎年異なるため。)。なお、指標には盛り込んでおりませんが、アクセス数に加えて滞在時間やページの遷移等も把握し、分析してHPの改修を図っていく予定です(滞在時間やページ遷移の多さは、どこに何があるのか探せていない可能性も含まれているため、指標には盛り込みませんでした。)。HPを分かりやすい内容にすることで国民の皆様にも参照してもらえるものになり、アクセス数が増加するのではと考えております。また、HPへのアクセスがADR・ODRの利用につながることで、別に設けている指標の「件数」の増加として現れてくると考えております。	石谷委員
4	4 検察権行使を支える事務の適正な運営	犯罪被害者支援担当者の研修について	研修の教材、カリキュラムはあるのか。研修方法について、同じ対象者に実施するのか。対象は理解の裾野を広げるために対象者は変えるのか。その場合の研修内容は同一なのか、または変えるのか。	研修の教材はありませんが、各講師において講義資料等を作成していただいております。また、対象者については、被害者支援を担当する検察事務官としていらっしゃる方、実際の研修の受講者は毎年違っております。カリキュラムについては例年同様ですが、研修内容については、毎年更新を行っております。	宮園委員

No.	施策名	該当箇所	質問・意見	回答	委員
5	4 検察権行使を支える事務の適正な運営	指標②について	指標②→指標⑤の評価方法について 研修の実施回数や出前授業の回数等だけではなく、制度について、あるいは制度を利用した被害者の方から意見を伺うことが重要ではないか。	犯罪被害者等の方々の保護・支援にあたっては、お一人おひとりの心情等に配慮した対応が重要であるところ、このような観点からも犯罪被害者の方々への事後的な聴取には慎重であるべきであり、また、制度の説明及びその利用にあたっては、個別の事情によりその内容等も異なってくることから、御指摘の「犯罪被害者等の方々の御意見」は、評価の指標とすることになじまないものと認識しております。 他方で、法務省としては、これまで、被害者保護・支援に係る法改正等が必要となった際には、犯罪被害者等の方々から御意見を伺うなどして適切に対応しているところです。 また、検察においても、これまでと同様に、犯罪被害者等の方々への支援や、その権利利益の保護の充実に努めていくと承知しております。	宮園委員
6	5 矯正処遇の適正な実施	専門職(福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士)の職員数について	正規か非正規か、常駐か否かも記載する必要があるのではないか。	常勤職員を正規、非常勤職員を非正規とすると、福祉専門官は正規職員、社会福祉士及び精神保健福祉士は非正規職員となり、いずれも24時間施設に常駐はしていないところ、委員ご指摘の点について検討を行ってまいります。	宮園委員
7	5 矯正処遇の適正な実施	特別改善指導の受講開始人員、特定生活指導の受講修了人員	過去にプログラムを受講したことがある者の数を内人数で示した方が良いのではないか。	特別改善指導の受講開始人員、特定生活指導の受講修了人員のうち、過去にプログラムを受講したことがある者の数は集計がなく、お示しすることができません。	宮園委員
8	5 矯正処遇の適正な実施	新受刑者の特性以下について	性別統計を取るべきではないか。	御指摘のとおり、罪名別人数、高齢化率及び精神障害者数について、性別の統計をとる対応とします。	宮園委員
9	5 矯正処遇の適正な実施	統計データの分析結果に基づく指導・監督の徹底、リスクマネジメントの研究	指標が合っていないのではないか。	御指摘のとおり、指標を「定量」に修正させていただきます。	宮園委員
10	5 矯正処遇の適正な実施	医療スタッフ(看護師等)の数	正規非正規、常駐か否かも必要ではないか。 また、准看護師(刑務官)の数も記載すべきではないか。	常勤職員を正規、非常勤職員を非正規とすると、正規職員についてはお示しのとおりであり、非正規職員については検討を行ってまいります。 医療スタッフが常駐しているかどうかは施設によって異なるためお示しすることが困難です。 准看護師の数については検討を行ってまいります。	宮園委員
11	5 矯正処遇の適正な実施	人権研修の実施状況	実施状況だけでなくフィードバック状況についても入れるべきではないか。	委員御指摘のとおり、人権研修につきましては、研修の実施状況に加え、研修員からアンケートを聴取するなど、研修効果を次回の研修実施時に反映できるよう検討してまいります。	宮園委員
12	5 矯正処遇の適正な実施	他施設への異動の実施状況	人事交流の枠組みということか。位置づけを伺いたい。	名古屋刑務所職員による暴行・不適処遇事案に係る第三者委員会によって取りまとめられた提言書を受けた再発防止策のうち、「人材の確保と育成の充実」のための具体策として他施設への異動の推進等を掲げ、この指標として、副看守長以下の刑務官を対象として他施設への異動の実施状況に係る調査を行っており、当該異動には、他組織への人事交流による異動も含まれています。	宮園委員

No.	施策名	該当箇所	質問・意見	回答	委員
13	5 矯正処遇の適正な実施	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	実施状況だけでなくフィードバック状況についても入れるべきではないか。	「指標の種類6」の「調査検討会からの意見等への対応状況(施設運営への反映状況の把握)」において、調査検討会の意見等を受けて関係施設が実施した対応等を記載することとしております。	宮園委員
14	5 矯正処遇の適正な実施	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応	対応件数だけではなく内容も重要ではないか(データベース化が必要と考える。)	各種面接等においてなされた被害申出について、その内容や対応結果等は、刑の執行等に関する情報であることに加え、申出を行った被収容者、関係職員等のプライバシーが含まれるなど、特に取扱いに注意を要するものであることから、公表については慎重な検討が必要と考えています。	宮園委員
15	5 矯正処遇の適正な実施	地域における理解・協力の確保	連携している民間団体の数、種類をお示しいただきたい。	日本財団職親プロジェクト:「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点で受刑者等の社会復帰を支援しようとする有志の協力雇用主による取組。令和7年1月現在参加企業546社(出典:職親プロジェクトHP) 篤志面接委員:矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、令和5年12月現在の篤志面接委員は、1,273人となります。 教諭師:矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教諭を行うボランティアであり、令和5年12月現在の教諭師は1,900人となります。	宮園委員
16	6 更生保護活動の適切な実施	地域における理解・協力の確保	連携している民間団体の数、種類をお示しいただきたい。	地域において連携している民間協力者として、例えば以下の団体等が挙げられます。 保護司:犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法(昭和25年法律第204号)に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性をいかし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っています。令和6年1月1日現在で46,584名が活動しております。 更生保護女性会:地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力するボランティア団体であり、令和6年4月1日現在で地区会数は1,270団体、会員数は120,742人となります。 BBS会:非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体であり、令和6年1月1日現在で地区会数は445団体、会員数は4,487人となります。 協力雇用主:犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主であり、令和5年10月1日現在における協力雇用主は、24,969社となります。	宮園委員
17	6 更生保護活動の適切な実施	専門的処遇プログラムの開始人員	過去にプログラムを受講したことがある者の数を内人数で示した方が良いのではないかと。	専門的処遇プログラムの開始人員のうち、同プログラムの過去の受講歴の有無については、現在調査対象外であるため、お示しすることができません。	宮園委員
18	6 更生保護活動の適切な実施	仮釈放率	刑の執行率も併せてお示しいただきたい。	法務省保護局としては、執行率の高低については、多面的な側面を含んでいると考えており、その高低によって、一概に良し悪しを判断するのは難しいと考えております。例えば、これまでであれば、帰住先が未確保である事情のみにより満期釈放となっていた者であっても、生活環境の調整の充実強化等により、満期釈放直前に、帰住地が確保され、仮釈放につなげる運用を積み重ねた場合には、仮釈放率は上昇する一方、執行率は高くなる可能性があります。したがって、執行率が高いことのみをもって、「仮釈放等の審理が円滑に行われていない」と判断するのは難しいと考えております。	宮園委員

No.	施策名	該当箇所	質問・意見	回答	委員
19	9 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	「1.人権啓発」	最近、企業内における人権問題が頻発しています。従って「企業に対して」の人権啓発活動をより強化すべきであると思いますが、具体的な記載がないので御検討いただきたい。	「全国中学生人権作文コンテストや小中学生等を対象とした人権教室、企業経営者や従業員を対象とした大人の人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する」という記載に改めるとともに関連する画像を追加いたします。	井上委員
20	10 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	「指標⑦」	「指標⑦」において「審理期間が2年以内だった事件数及び全体に対する割合」とありますが、「2年以内」とする理由を御教示いただきたい。	裁判の迅速化に関する法律第2条第1項において、「第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ」との目標が掲げられていることから、「2年以内」を基準としたものです。	井上委員